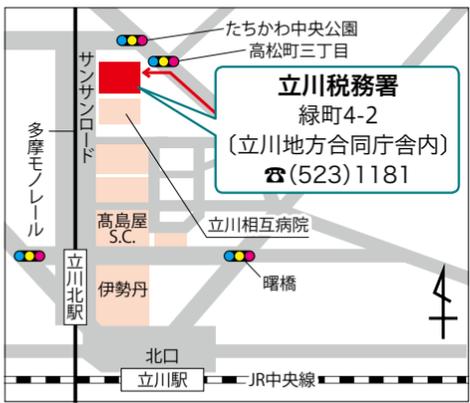


改修工事で休止していた柴崎福祉会館のお風呂は3月3日(火)から再開します 柴崎福祉会館 ☎(523)4012

立川税務署からのお知らせ 確定申告は2月17日～ 3月16日までに

所得税の確定申告は 立川税務署へ

2月17日(月)～3月16日(月)、所得税と復興特別所得税等の確定申告書作成・提出会場が立川税務署(左地図)に開設されます(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日(月・休)、3月1日(日)は開設)。郵送による申告も受け付けています。申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類(1面参照)の提示が必要です▼相談は午前9時から(受け付けは午前8時30分～午後4時)▼提出は午前8時30分～午後5時



■次の方も確定申告が必要です
▼給与所得のある方で次のいずれかに該当する方▼給与収入が200万円を超える▼1か所から給与の支払いを受けており、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える▼2か所以上から給与の支

払いを受けており、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える▼公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方
公的年金等の収入金額が40万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告は不要です。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください
平成25年分から令和19年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税とあわせて申告・納付する必要があります。また、還付申告の方も含めて、申告するすべての方は復興特別所得税欄の記載が必要です。

ふるさと納税をした際にワンストップ特例制度の適用を申し込んだ方が、確定申告や市民税・都民税の申告をすると特例制度が適用されません。確定申告や市民税・都民税の申告をす

る方は、申告書に特例制度申し込み分を含む、すべての寄附金の領収書または寄附金受領証明書を添付してください。

くわしくは、確定申告は税務署へ、市民税・都民税の申告は市役所課税課へお問い合わせください。

立川税務署 ☎(523)1181
市課税課市民税係・内線1206

記入済みの確定申告書を 市役所でも仮受け付け

次の期間中は、すべて記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします(マイナンバーの記載に伴う本人確認書類の写しの添付が必要)▼受付期間は2月17日(月)～3月16日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)

市課税課市民税係・内線1206

個人事業者の令和元 (平成31)年分消費税と 地方消費税

次のいずれかに該当する個人事業者は消費税と地方消費税の確定申告が必要です▼平成29年分の課税売上高が1000万円を超えた▼平成30年1月1日から6月30日までの課税売上高が1000万円(同期間の1000万円の判定は給与等支払額の合計でも可)を超えた▼「消費税課税事業者選択届出書」を提出した

なお、令和元(平成31)年分消費税と地方消費税の確定申告書の提出と納税期限は3月31日(火)です。
立川税務署 ☎(523)1181

医療費控除等の申告に は明細書の添付が必要

平成30年度の市民税・都民税の申告、平成29年分の所得税確定申告から、医療費控除、またはセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける際は、領収書の添付・提示に代わり、医療費等の明細書の添付が必要となりました。明細書には、医療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し、支払った医療費と保険金などで補填される金額が分かるように記入してください。また、医療保険者等が発行する医療費通知で、被保険者の氏名、療養を受けた人・年月・病院等の名称、支払った医療費の額等の所定の事項が記載されたものを添付すると、明細書の記入を省略できます。医療費の領収書はご自身で5年間保管してください。

明細書は、課税課窓口や税務署で配布しているほか、「立川市」「国税庁」それぞれのホームページから印刷し記入することもできます。
※経過措置として、令和2年度(令和元年度)までは領収書の添付または提示によることもできます。

市課税課市民税係・内線1206

高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます▼65歳以上▼要介

護(要支援)認定を受けている▼要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある
該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で認定書の交付を受けて、税の申告をしてください。控除額は▼障害者控除Ⅱ所得税27万円、市民税・都民税26万円▼特別障害者控除Ⅱ所得税40万円、市民税・都民税30万円▼同居特別障害者控除Ⅱ所得税75万円、市民税・都民税53万円
介護保険課介護認定係・内線1453

個人事業主向け 決算・確定申告相談会

立川商工会議所が主催。
時・場左表のとおり
申参加日、事業所名、住所、氏名、電話番号を書いてファクスで立川商工会議所 ☎(527)2700 ☎(527)5913へ

2月17日(月)	若葉会館
2月19日(水)	柴崎学習館
2月25日(火)	天王橋会館
2月27日(木)	子ども未来センター
3月6日(金)	さかえ会館
3月9日(月) 12日(木)	立川商工会議所 (曙町2-38-5 11階)

いずれも午後1時15分～4時15分

保険料年金天引きのお知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が4月～8月に年金天引きになる方に、「令和2年度保険料仮徴収開始のお知らせ」を郵送します。対象は次のとおり。

り。

●国民健康保険料 ▼新たに年金天引きになる方Ⅱ平成31年4月2日～令和元年10月1日に65歳になった国民健康保険の被保険者の方や、平成31年4月2日～令和元年10月1日に転入等により新たに立川市国民健康保険の被保険者になった65歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方▼引き続き年金天引きになる方Ⅱ国民健康保険料が現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方に

●後期高齢者医療保険料 ▼新たに年金天引きになる方Ⅱ平成31年4月2日～令和元年10月1日に75歳になった被保険者の方や、平成31年4月2日～令和元年10月1日に転入した75歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方に(現在口座振替されている方を除く)。なお、現在年金天引きになっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方には、仮徴収開始のお知らせは郵送しませんが、引き続き年金天引きとなります。

立川市国民健康保険料Ⅱ内線1416 ▼後期高齢者医療保険料Ⅱ内線1406

市公式ツイッターのご利用を
市政情報、イベント情報などを発信
@tachikawa_tokyo
広報課・内線2744